

ナショナルサイクルルート審査委員会の設置について

令和元年9月9日
自転車活用推進本部事務局長

ナショナルサイクルルート制度の創設について（令和元年9月9日自転車活用推進本部決定）1（1）に基づき、ナショナルサイクルルート審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

記

1. 委員会の業務

ナショナルサイクルルートの指定及びその取消し並びに変更についてその内容に関して審査を行う。

2. 委員の構成

委員会の委員は、自転車活用推進本部事務局長（以下「事務局長」という。）が指名する者とし、委員長は互選で決定する。

3. 委員会の事務

委員会の事務は、事務局において行う。

4. その他

ここに定めるもののほか、委員会の運用に関し必要な事項は、事務局長が定める。